

# 【「非常変災時」における対応方針について〈岐阜県立大垣南高等学校〉】

岐阜県立大垣南高等学校長

## 1. 「気象庁」による『防災気象情報』の運用について

「気象庁」は、市町村等の発令する避難情報や住民の取るべき避難行動との対応を分かりやすくするために、「河川氾濫・大雨・土砂災害」に関する『防災気象情報』について、下の表のとおり、警戒レベルごとの運用を始めている。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	住民の取るべき避難行動
	河川単位で発表	市町村単位で発表		
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	命の危険、直ちに安全確保
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	避難行動等を確認（避難場所や避難ルール、避難のタイミング）、
警戒レベル1	早期注意情報			災害への心構えを高める

（「気象庁」資料より作成）

## 2. 「本校（岐阜県立大垣南高等学校）」における『非常変災時』の対応について

上の「気象庁」による『防災気象情報』の運用を受けて、本校における『非常変災時』の対応について、次の方針を適用する。

### 【1】「気象警報」発表時への対応方針

#### ◆登校前〈午前6時〉

##### [a] 「レベル3以上の河川氾濫警報」

〈ア〉「揖斐川中流域〈※学校洪水浸水想定地域〉」に発表

☞全ての生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所において待機する。

〈イ〉「揖斐川中流域を除くその他の洪水予報河川」に発表

☞警報の発表されている洪水予報河川の洪水浸水想定区域を居住地または通学経路としている生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所において待機する。

##### [b] 「レベル3以上の警報（大雨・土砂災害）」、「警報（大雪・暴風・暴風雪）」

〈ア〉「大垣市〈※学校所在地域〉」に発表

☞全ての生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所において待機する。

〈イ〉「大垣市以外」に発表

☞該当の市町村を居住地または通学経路としている生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所において待機する。その際、学校において授業が行われている場合には「出席停止」扱いとする。

●午前11時までに、「揖斐川中流域」に係る河川氾濫警報、「大垣市」に係る警報の全てが解除された場合

☞原則として、警報解除の2時間後を目安に授業を開始する。

●午前11時を過ぎて、「揖斐川中流域」に係る河川氾濫警報、「大垣市」に係る各種警報の全てが解除されていない場合

☞臨時休業とする。

●警報の発表が予想される場合において、生徒の安全確保を最優先として前日に臨時休業を決定する場合がある。

※詳細については『すぐーる』等を通じて学校より生徒及び保護者に連絡する。

#### ◆登下校

☞警報の発表を知った時点において、直ちに安全な方法で帰宅するか、近くの安全な場所において待機する。

#### ◆在校中

(1) 警報の発表中は、原則として学校待機とする。

(2) 帰宅は警報解除後を原則とするが、保護者への直接引渡しができる場合は帰宅を認める。

(3) 学校待機により下校時刻を変更する場合には、『すぐーる』等を通じて学校より保護者に連絡する。

- (4) 警報の解除後において、公共交通機関の運行状況や道路及び生徒の居住地域等の安全確認を行った後、生徒が安全に下校できると認めた場合、授業等を中止して速やかに下校させる。その場合には、『すぐーる』等を通じて学校より保護者に連絡する。
- (5) 警報の発表が予想される場合において、公共交通機関の運行状況や道路及び生徒の居住地域等の安全確認を行った後、生徒が安全に下校できると認めた場合、授業等を中止して速やかに下校させることがある。その場合には、『すぐーる』等を通じて学校より保護者に連絡する。

## 【2】「地震（※「南海トラフ地震」を除く）」発生時への対応方針

### ◆登校前

#### [a]「震度5弱以上」

☞全ての生徒は、自宅や指定緊急避難所等の安全を確保できる場所において待機する。

### ◆登下校

#### [a]「震度5弱以上」

☞広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所において待機する。その際、授業の開始等については、『すぐーる』等を通じて学校より生徒及び保護者に連絡する。なお、自宅が被災したり、交通機関が不通または通学路が危険であったりする場合には登校に及ばない。

### ◆在校中

#### [a]「震度5弱以上」

- (1) 学校待機の後に、保護者への直接引渡しを原則とする。その場合には、『すぐーる』等を通じて学校より保護者に連絡する。
- (2) 交通機関の運行状況、道路の通行状況等の安全を確認のうえ下校させる場合がある。その場合には、『すぐーる』等を通じて学校より保護者に連絡する。また、自宅への到着確認を実施する。
- (3) 保護者と連絡が取れない、日没までの帰宅が困難な生徒は、学校待機を継続する。

※震度4以下であっても、状況によっては臨時休業や授業等の中止、保護者への直接引渡し等を実施することがある。

## 【3】「南海トラフ地震」臨時情報発表時への対応方針

### [a]「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表

- (1) 日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動を取り、通常どおり授業を行うことを原則とする。ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定する。
- (2) 次のア～ウに該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とする。
  - ア 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
  - イ 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる生徒
  - ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

### [b]「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表

- (1) 日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動を取り、通常どおり授業を行うことを原則とする。

※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時は、南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域では、避難指示が出されることがある。また、大きな地震の発生後は地盤が緩んでいることが想定されるため、気象警報の基準を引き下げて運用することがある。

※土砂災害警報が発表された際には、土砂災害（特別）警戒区域では事前の避難などが求められることがあるため、自宅が土砂災害（特別）警戒区域に該当をしているかについてあらかじめ確認しておく。

## 【4】「氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域」を含む市町村

- (1) 「大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪等」については、従来通り市町村単位での発表となる。ただし、「河川氾濫」については、河川（洪水予報河川）ごとの発表となる。
- (2) 学校や自宅が「洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）」に含まれる場合には、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへ避難する。
  - ※「洪水予報河川と洪水浸水想定区域」については、岐阜県公式ホームページ等であらかじめ確認しておく。
- (3) 現在、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進される。
- (4) 各市町村等のハザードマップ、気象庁や岐阜県のホームページ等で適宜最新の情報を確認する。

## 【5】その他

- (1) 登下校の際における非常変災時には、安全を確保できる場所において待機し、所在の確認を学校及び保護者に必ず連絡する。